

中央会

組合活性化情報



2005.7
No.489

わかやま

- コスモフィールドでレタス栽培
- ステップアップ講座「65歳継続雇用」
- くみあい元気ルポ
- 青年中央会総会

No.489

2005.7

Contents

W A K A Y A M A

今月のトピックス	1
● ～コスモフィールドの宇宙野菜～ 和歌山県シイタケ企業組合	
ステップアップ講座	2
● 「65歳継続雇用達成のために」PART	
施策情報	4
● 2005年版中小企業白書のポイント	
● 元気わかやま資金新設のご案内	
● 借換資金拡充のご案内	
● 毎月勤労統計調査特別調査について	
会員だより	12
● ～県知事表彰～	
くみあい元気ルポ	13
青年中央会だより	14
● 第28回総会開催	
65歳まで働ける社会をめざして	15
全国先進組合事例	16
地域の就職支援活動	21
情報連絡員報告	22
共済制度のご案内	24

今月の トピックス

コスモフィールドの宇宙野菜！

～発光ダイオードでスウィートレタス栽培～

和歌山県シイタケ企業組合

田辺市新庄町のコスモフィールド（和歌山県シイタケ企業組合）では、最先端技術を駆使した画期的な無農薬野菜を栽培しています。

太陽光線に代わる発光ダイオード（LED）は「21世紀の光」として注目を集めていますが、この先端技術の“光（波長）”を野菜生産に応用することで誕生したのがスウィートレタスです。

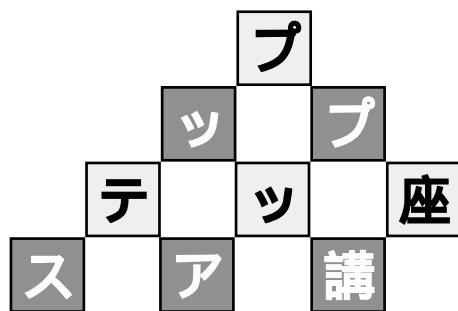
“光”がこれまでの“農業”を変えるという時代の到来をうかがわせます。

清潔なプラント設備の中で、農薬を一切使用することなく太陽光とほぼ同一の波長、LED光線を照射することによって生育したレタスは、虫食いもなく、見た目も味覚もまさにスウィートです。

24時間自動栽培のきわめて高い生産効率と、ビタミン類や総カロチンが露地栽培の何倍もあるという優れた特色を持つスウィートレタスは、まさに「コスモフィールド（宇宙畑）」から誕生した21世紀の野菜といえるでしょう。



コスモフィールド
TEL 0739-25-5300
和歌山県シイタケ企業組合
TEL 0737-64-1385



「65歳継続雇用達成」

PART

はじめに

「西暦2007年問題」をご存じでしょうか？戦後のベビーブーマー、いわゆる「団塊の世代」の人々が60歳に達して大量に定年を迎えることで、企業にあっては経験豊富な中枢社員が不足し、社会全体では年金・医療などの社会保障制度の支え手が受け手にまわることになるピークの年、それが「西暦2007年」です。

わが国の急速な少子高齢化（図表1）は、単に人口構造の変化と人口減少のみならず、経済、社会保障制度の分野においても、深刻な影響をもたらしています。

近い将来、人口減少が労働力人口の減少（図表2）となり、経済の活性力を失わせると同時に、社会保障制度については、負担と給付のバランスが大きく崩れて、制度崩壊の危険性を招きかねません。

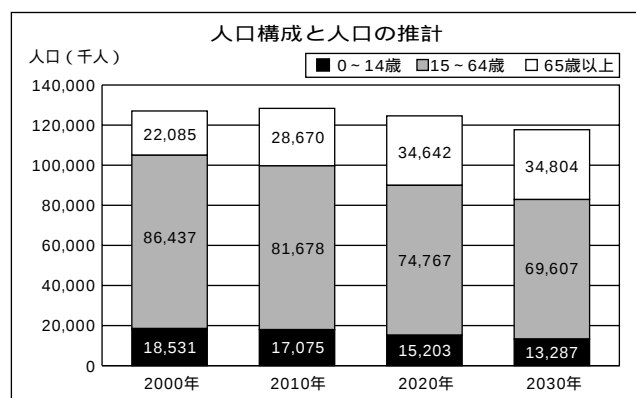
年金を例にとれば、1990年には被保険者6人で1人の受給者を支えていた構図が、2030年には被保険者2.2人で1人の受給者を支える構図になるのです。

一方、世界一の長寿国であるわが国において、高齢者の就労意欲は種々の調査結果を見ても極めて高く、経験豊富な熟練労働者を上手に活用する事は、企業にとっても不可欠な労働力確保手段となるでしょう。

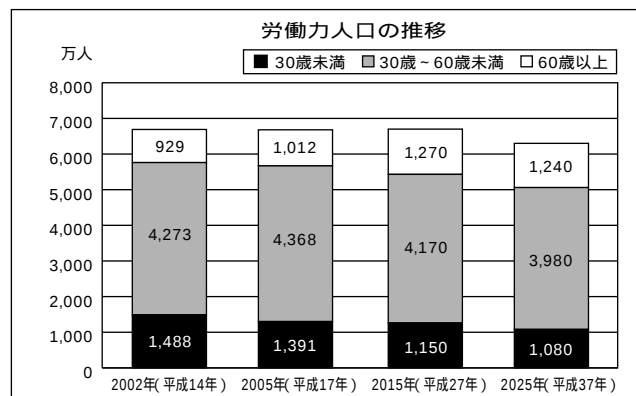
また、社会保障制度においても、高齢者が働き続けられることは、社会保障制度の支え手が増え、負担と給付の急激なアンバランスの緩和が期待できることとなります。

以上のような、わが国の状況を背景に、「年金国会」と呼ばれ、年金制度改革関連法案が可決・成立した2004年6月の第159回通常国会において、同時に「高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部改正」（改正高齢者雇用安定法）が可決・成立し、2005年4月1日から、年金支給開始年齢の段階的引上げにあわせて、65歳までの定年の引上げ、継続雇用制度の導入等の高齢者雇用確保措置を講ずることが事業主に義務づけられました。

（図表1 国立社会保障・人口問題研究所「少子化の現状と将来の見通し」より）



（図表2 厚生労働省「労働経済白書2004年版」より）

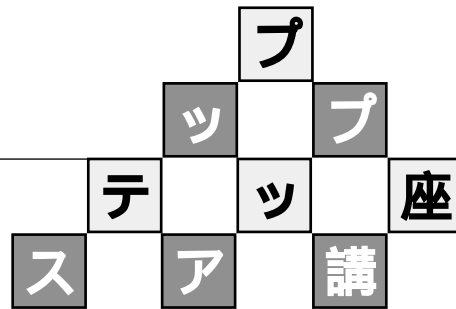


とはいえ、わが国の労働慣行として広く定着してきた「60歳定年制」を「65歳までの雇用確保」に引上げることは、マクロ的には十分理解できても、個々の企業等においては、「人件費が増えて経営を圧迫する」、「高齢者の作業は無理」、「人事・賃金制度が整ってない」等の理由から、直ちに実施するのは難しいと躊躇する事業主も多いのではないのでしょうか。

今号より3回にわたって、「高齢者雇用安定法改正」の趣旨にそって、「65歳継続雇用」をできるだけスムーズに達成するためのいくつかのポイントについて、ご説明いたします。

のために」

社会保険労務士 和田 広 幸



改正高年齢者雇用安定法のポイント

高年齢者雇用安定法改正は、高い就労意欲を持つ高年齢者が、少なくとも年金支給開始年齢までは、意欲と能力のある限り働き続けることができる環境の整備を目的に定められましたが、具体的には次の第1～第4までの項となっています。

第1 65歳までの定年の引上げ、継続雇用制度の義務化（平成18年4月1日から施行）

次のいずれかの措置による

定年の引上げ

継続雇用制度の導入

定年の定めの廃止

第2 解雇等による高年齢離職予定者に対する求職活動支援書の作成・交付の義務化

（平成16年12月1日から施行）

第3 労働者の募集および採用の際、年齢制限をする場合の理由の提示の義務化

（平成16年12月1日から施行）

第4 シルバー人材センター等が行う一般労働者派遣事業の特例

（平成16年12月1日から施行）

65歳までの雇用確保措置は平成18年4月1日より平成25年4月1日までの段階的引上げ

以上の4項の中で、特に企業にとって直接、影響が大きいのは、第1の「65歳までの定年の引上げ、継続雇用制度の義務化」（65歳までの雇用確保措置）でしょう。

ただし、これは段階的な実施であり、（図表3）のように平成18年4月1日から平成25年4月1日までの間に、段階的に引き上げられます。

（図表3 65歳までの雇用確保措置の実施時期）

実 施 時 期	雇用年齢
平成18年4月1日から平成19年3月31日まで	62歳
平成19年4月1日から平成22年3月31日まで	63歳
平成22年4月1日から平成25年3月31日まで	64歳
平成25年4月1日以降	65歳

労使協定等による雇用継続に係る基準の制定

また、改正高年齢者雇用安定法の中の「継続雇用制度」とは、「現に雇用している高年齢者が希望しているときは、当該高年齢者をその定年後も引き続いて雇用する制度」（希望する者全てを継続して雇用）をいいますが、「労使協定」により、継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準を定めて実施する場合（基準を満たす者を継続して雇用）も、継続雇用制度を導入したとみなすことが出来ます。

さらに、事業主が継続雇用制度導入のための労使協定を締結する努力をしたにも関わらず、協議が調わないときは、図表3の65歳までの雇用確保措置の実施時

期から「3年間」（中小企業は「5年間」）は、「就業規則その他これに準ずるもの」により、継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準を定め、制度を導入することが出来ることになっています。

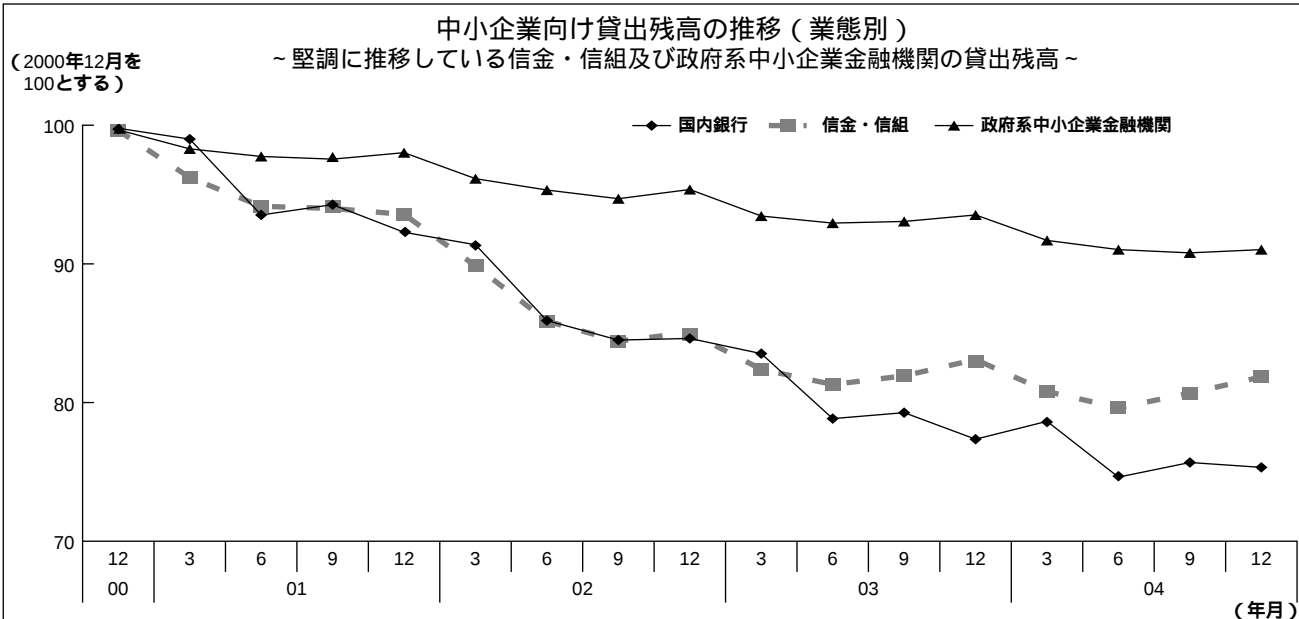
以上、今回は簡単に改正高年齢者雇用安定法の背景とポイントをご説明しましたが、次回は、「65歳までの雇用確保措置」の具体的方法として定められている、「定年延長」「継続雇用制度の導入」、「定年制廃止」について、各々のメリットとデメリットなどについてご説明する予定です。



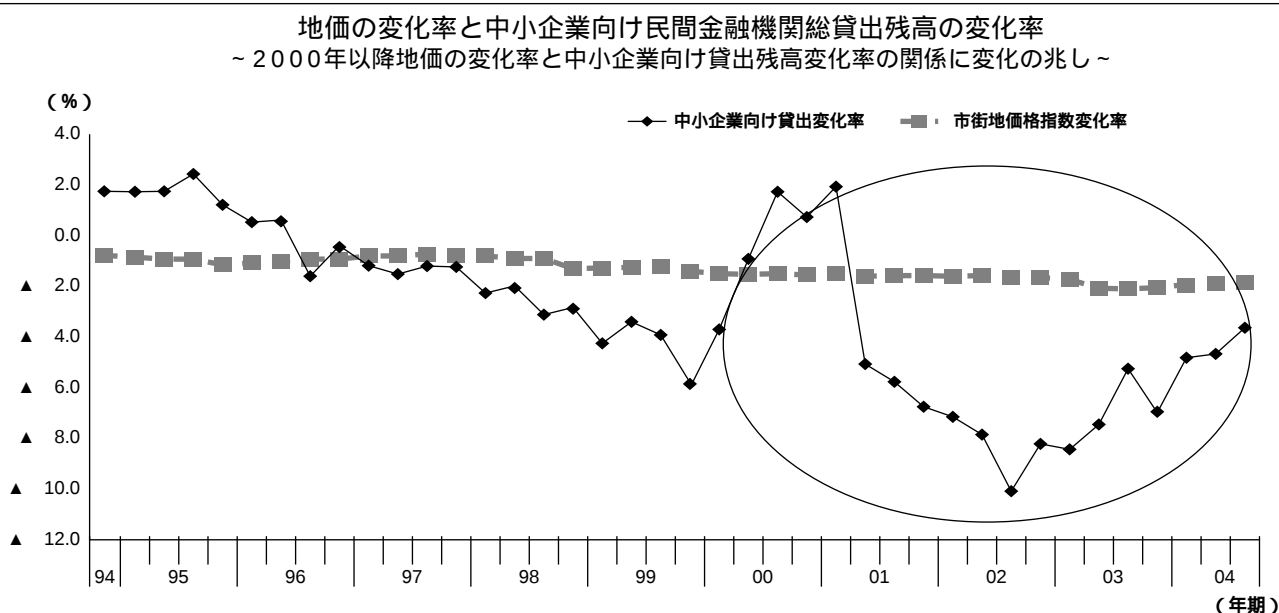
2005年版中小企業白書のポイントⅡ

< 第2部第2章 > 多様な資金調達手段のあり方

- 中小企業の借入依存度が高い一方で、中小企業向けの貸出残高は、伸び悩みを示している。この中で、政府系中小企業金融機関の貸出残高は一定で推移。



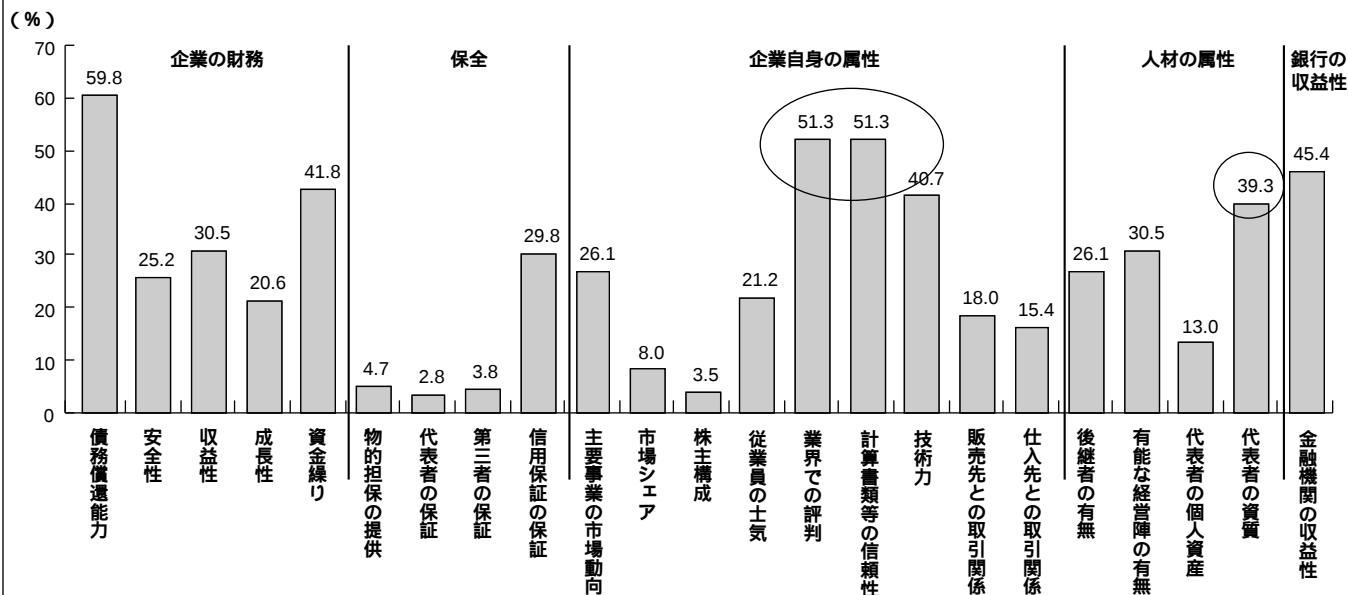
- 中小企業向け貸出と地価の関係に変化の兆しがある。



- 定性面を重視するリレーションシップ・バンキングが進展。これに応じて、中小企業から金融機関に、信頼性の高い計算書類や代表者の資質、技術力といった情報等を提供することが肝要。

中小企業向け貸出しの審査項目として3年前より特に重視するようになった点

～財務面だけではなく、計算書類等の信頼性や技術力、代表者の資質といった定性面を重視するようになってきている～



資料：(社)中小企業総合研究所「中小企業向け貸出における実態調査」(2005年1月)

(注) 1.複数回答のため、合計は100を超える。

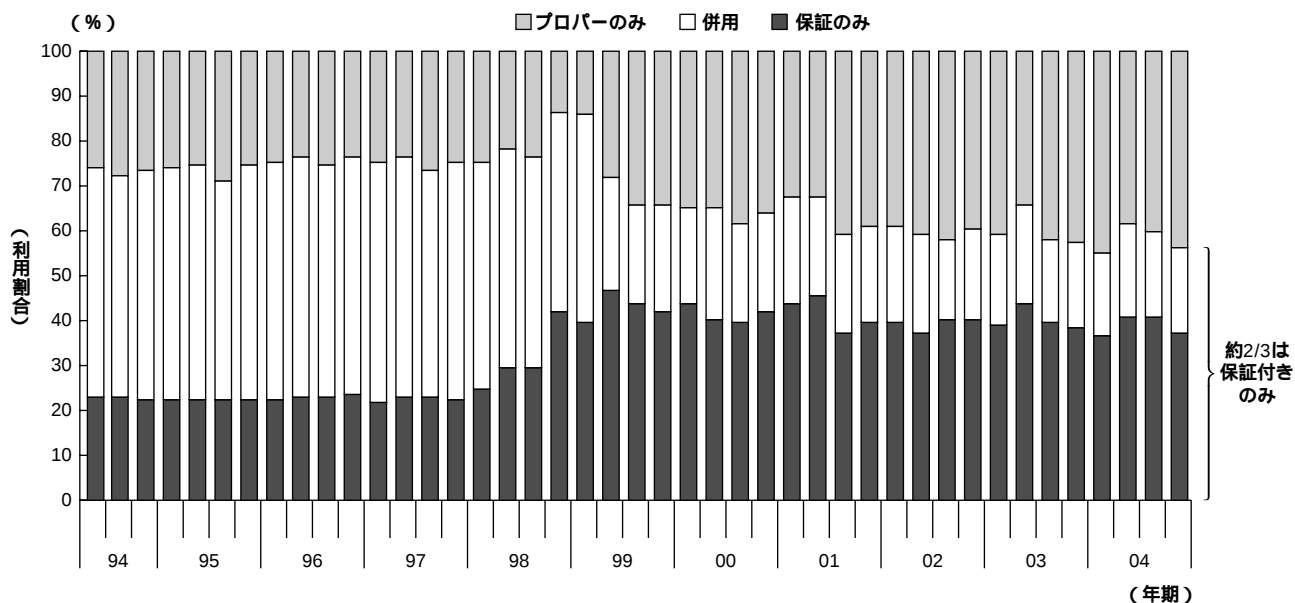
2.各項目に関して、3年前と比較して「重要度が増えた」と答えた金融機関の割合。

3.ここでいう金融機関とは銀行・信用金庫・信用組合を指す。

- 信用保証制度は、中小企業の資金調達に大きな役割を果たしている。保証付き融資のみの利用が多い現状は、金融機関との連携による適切な審査や支援に向けて改善の余地がある。

借入金に対する信用保証協会付き借入れの割合

～保証協会の利用企業のうち、約2/3が保証付き融資のみの借入れを行っている～

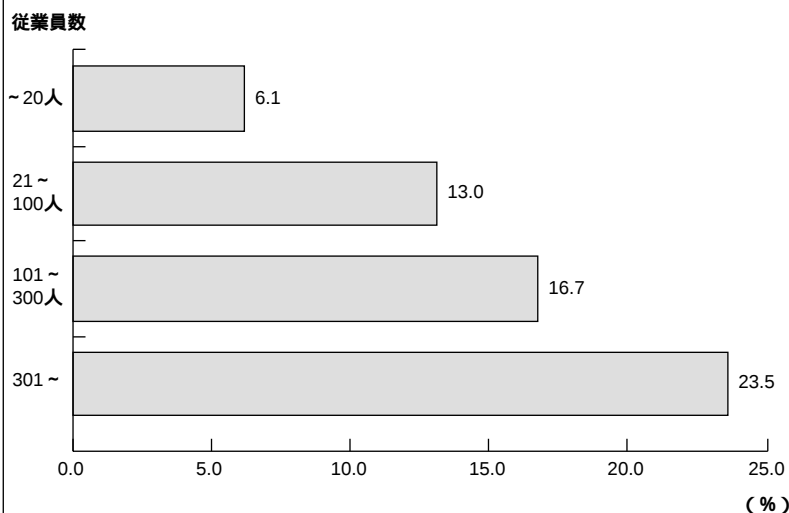


資料：中小企業庁調べ

(注) 中小企業1社に対して、当該金融機関がプロパー融資だけをしているのか、保証付きだけで融資しているのか、併用しているのかについて調査したもの。

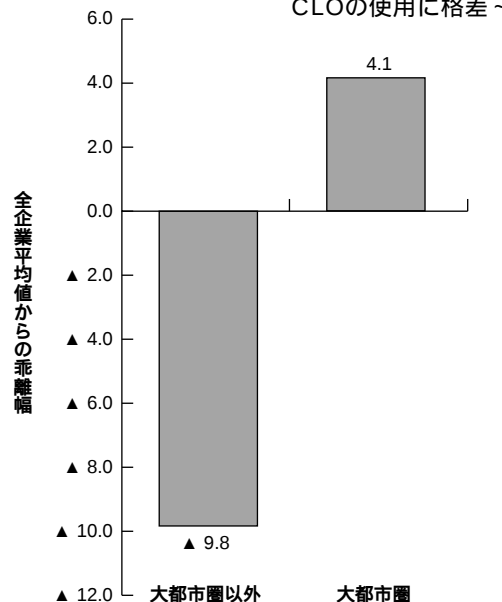
- CLOは認知されれば、中小企業へさらに普及する可能性。

CLOについて知っている企業の割合（従業員規模別）
～従業員規模が大きい企業ほどCLOについて知っている～



資料：中小企業庁「資金調達環境実態調査」（2004年12月）
（注）CLOについて名前及び具体的な内容を知っている企業のみ集計した。

CLOを使っている企業の割合（地域別）
～大都市圏にある企業とそうでない企業では、CLOの使用に格差～

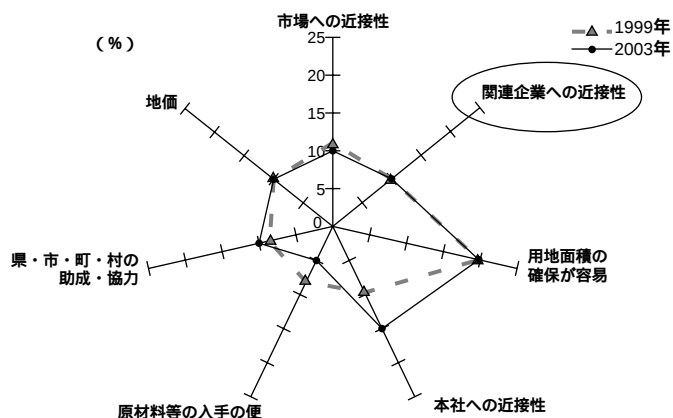


資料：中小企業庁「資金調達環境実態調査」（2004年12月）
（注）1.CLOについて名前及び具体的な内容を知っている企業のみ集計した。
2.大都市圏とはここでは「東京都」、「神奈川県」、「千葉県」、「埼玉県」、「愛知県」、「大阪府」、「京都府」、「兵庫県」を指す。
3.全体の平均との乖離幅を示している。

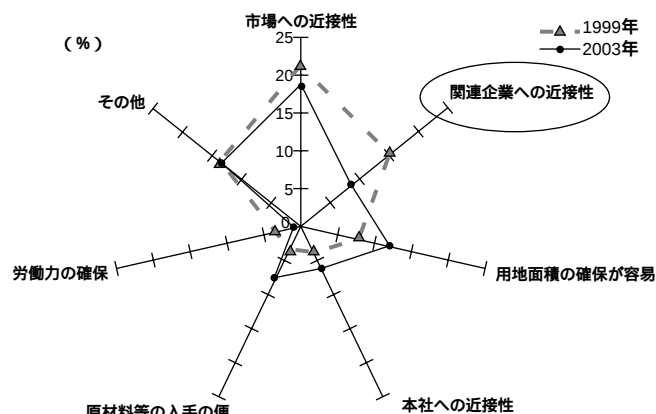
< 第2部第3章 > 地域経済と中小企業

- 地域経済は活力ある中小企業により支えられている。立地選定に際し、大企業が市場との近接性や原材料入手の便を重視するのに比して、中小企業が関連企業との近接性を重視する程度は低下しておらず、地域における産業集積は中小企業の活性化に一定の貢献。

立地地域の選定理由
回答割合の多い上位7項目（中小企業）



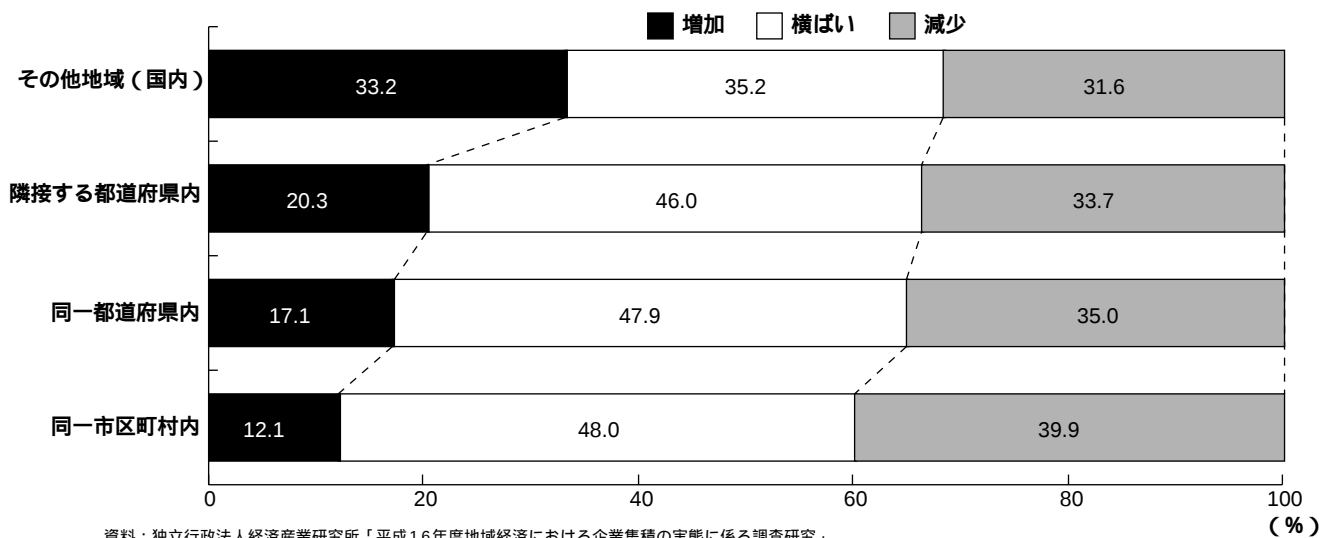
立地地域の選定理由
回答割合の多い上位7項目（大企業）



資料：経済産業省「工場立地動向調査」再編加工
（注）1.従業員数300人以下の企業を中小企業とする。
2.立地地点選定理由のうち、最も重要な理由。

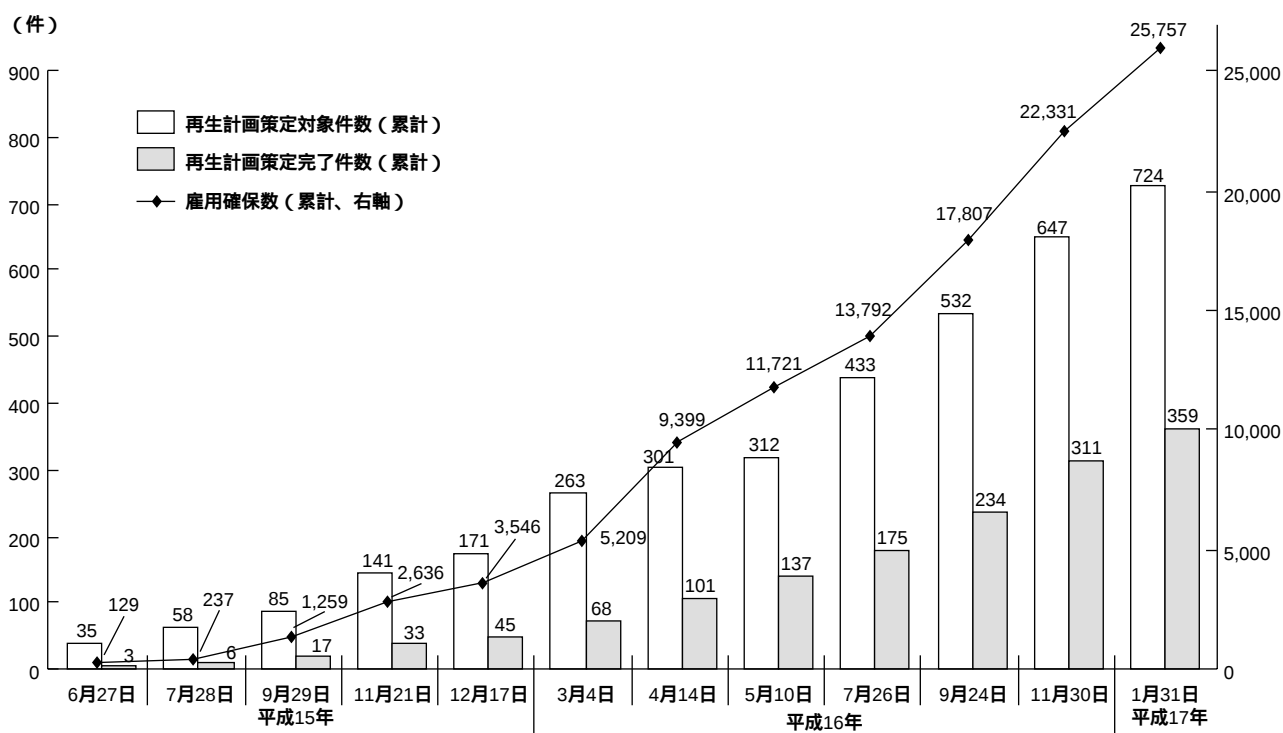
- 多くの地域では、製造業事業所数や出荷額が減少傾向にあり、特に、地域内の取引を減少させている企業が多い。

各地域への販売（受注）額の増減（製造業）
～全体として減少傾向にある中で、特に同一市区町村内への増加が少なく減少が多い～

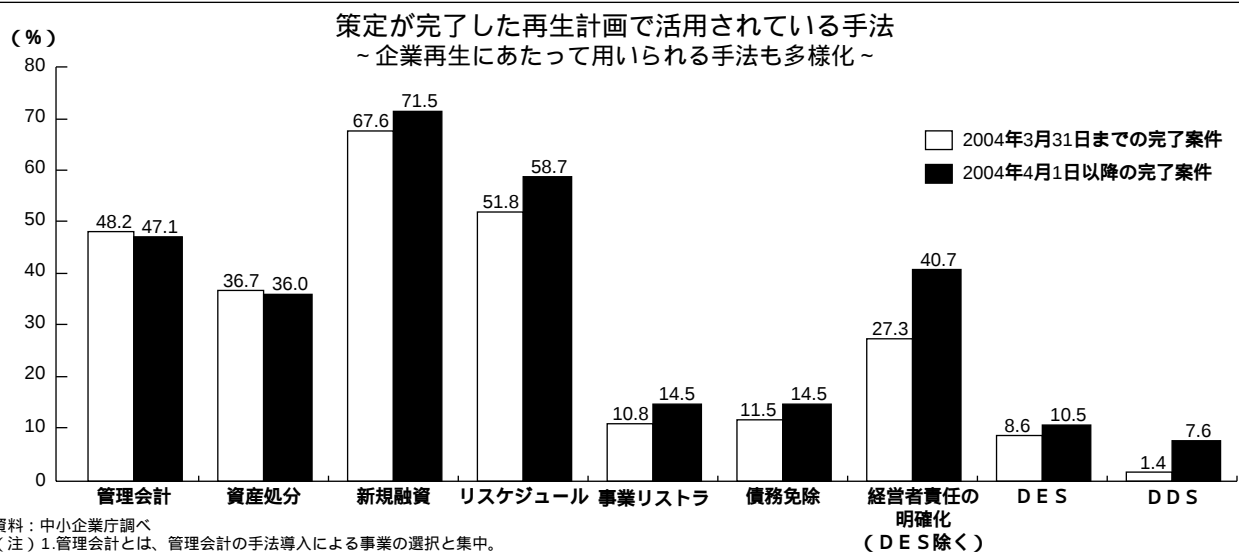


- 地域経済の疲弊を食い止めるためには、個々の企業の再活性化が不可欠であり、地域雇用確保の意義も大きい。

再生支援協議会の実績



- 中小企業再生支援協議会には、金融機関を含めた調整機能が期待されている。また、再生手法は多様なものが活用されるようになっている。



資料：中小企業庁調べ
 (注) 1. 管理会計とは、管理会計の手法導入による事業の選択と集中。
 2. 事業リストラとは、営業譲渡や株式譲渡を含む事業の再構築。
 3. 2004年11月30日時点までの集計値。
 4. 複数回数のため、合計は100を超える。

中心市街地と商業の活性化

- 住宅、オフィス、公共施設、商業施設等の都市機能を集積させ、人々の賑わいが生まれるようなコンパクトなまちづくりと、消費者ニーズを的確に汲み上げるための中小企業の不断努力が、地域活性化の一つの方策。

「コンパクトシティ構想」(平成11年、A市)

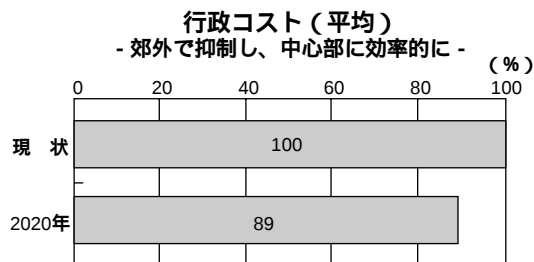
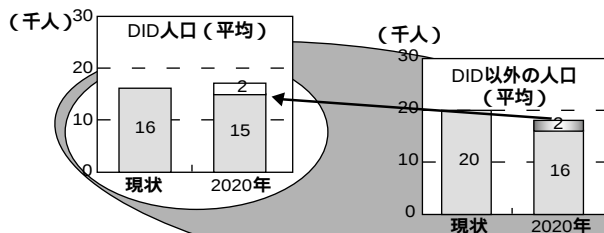
- 公営住宅の整備等によるまちなか居住の促進
- 魚市場、ファッション店舗、図書館の駅前立地
- 郊外開発の抑制

● 駅前の歩行者通行量が約4割増加
H12：5,448人→H16：7,592人

- 各種都市機能と人口の中心部への集積を目指すコンパクトなまちづくりは、自治体の財政コスト削減にも一定の貢献。

人口減少による行政コストの推移とコンパクトなまちづくり

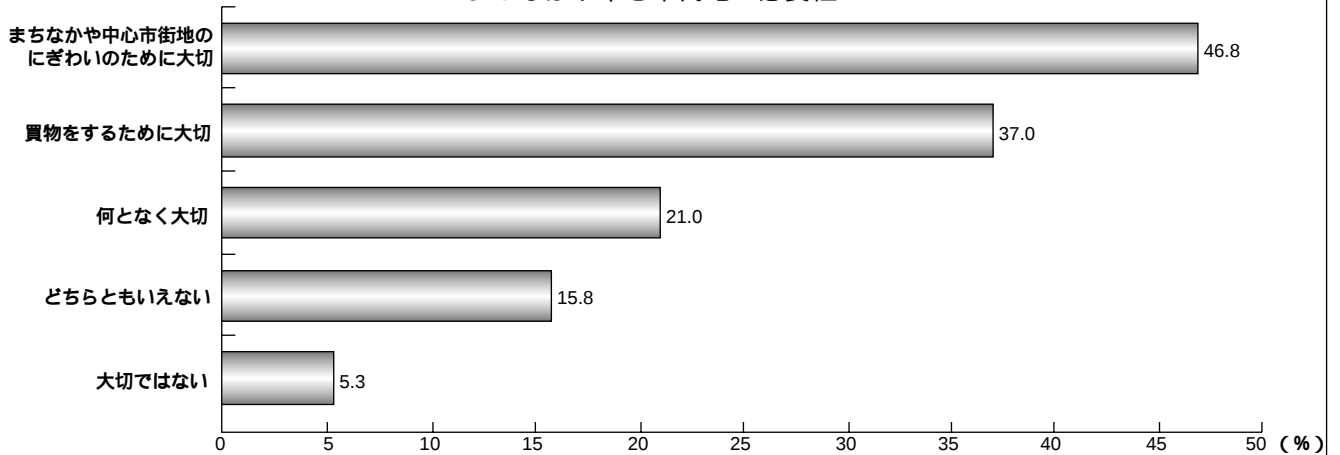
～人口減少の中で各種都市機能と人口の中心部への集積を目指すコンパクトなまちづくりは多くの都市に望ましい方向～
 DIDへ人口を回帰させ中心部のインフラを有効活用



資料：J市役所内で公募された職員による研究会が行った調査結果により中小企業庁試算
 (注) 人口10万人以下の422自治体についての道路・街区公園等の都市施設の維持更新費用に関する試算。

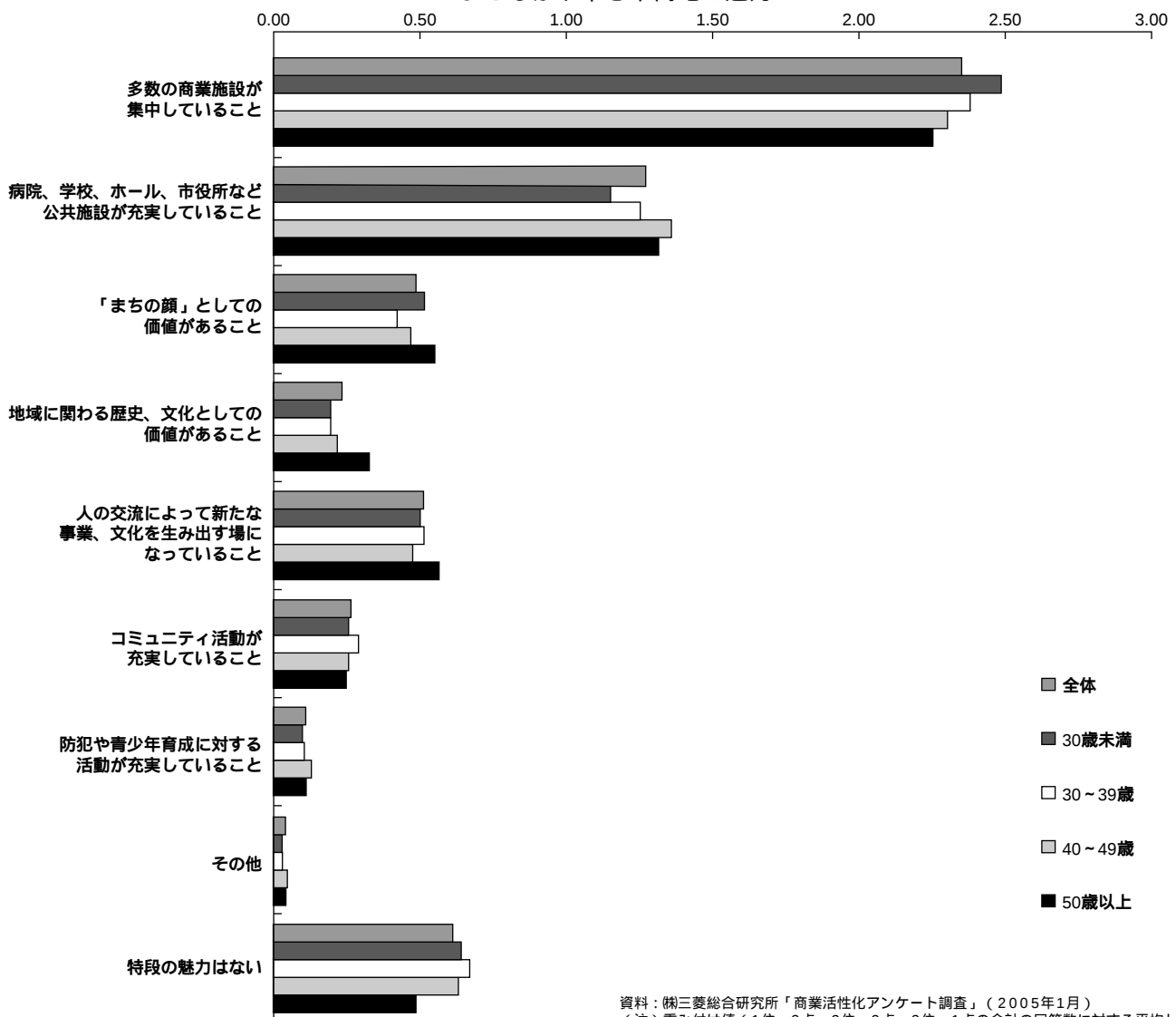
- 中心市街地は、消費者にとって買物場所である以上に意義のあるものであり、まちの顔や文化を生み出す場として魅力ある存在となっている。

まちなかや中心市街地の必要性



資料：㈱三菱総合研究所「商業活性化アンケート調査」（2005年1月）

まちなかや中心市街地の魅力



資料：㈱三菱総合研究所「商業活性化アンケート調査」（2005年1月）
 （注）重み付け値（1位 3点、2位 2点、3位 1点の合計の回答数に対する平均した値）

和歌山県からお知らせ

元気わかやま資金新設のご案内

厳しい経営環境にある中小企業者を支援するため無担保、第三者保証なしで利用できる「元気わかやま資金」を創設しました。

●資金名 元気わかやま資金

●利用できる方

次の1から4のすべてに該当する方

1. 県内の中小企業者で、保証協会の保証対象となる方
2. 融資申込日現在において、県内で1年以上継続して事業を行っている方
3. 直近の決算において債務超過でない方
4. 融資申込金融機関と正常な取引関係にある方
5. その他詳細については、保証協会及び金融機関にお問い合わせください。

●資金用途

設備資金（ただし、土地、建物の取得を除く。）運転資金

●利用限度額

5,000万円
（ただし、運転資金については直近決算の月商の2倍以内で5,000万円とする。）

●利用期間

7年以内の割賦償還（据置なし）

●融資利率

年2.7%以内（固定金利）
この他に信用保証料（年0.7%～1.05%）が必要です。

●保証人・担保

無担保・第三者保証人不要

●申込先

県制度の取扱金融機関

●受付期間

平成17年4月1日～平成18年3月31日

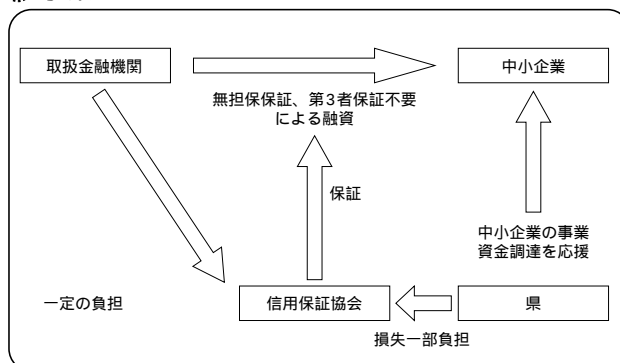
●問い合わせ先

県庁産業支援課（電話番号 073 - 435 - 2568）

（注）この融資は信用保証付きであるため、信用保証協会に保証残高があれば融資限度額に制約がある場合があります。融資額については金融機関が、また、保証額については信用保証協会が資金使途、業績、財務内容、資産等を総合的に判断し決定します。ご希望に添えない場合もありますのであらかじめご了承ください。

和歌山県は地域（県、信用保証協会、金融機関）が連携し、一定のリスクを負担することによる無担保資金供給システムである元気わかやま資金を創設します。

●事業スキーム



●メリット

- 【中小企業】 無担保資金の調達 第三者保証不要 スピード融資
- 【和歌山県】 資金支援制度の多様化 県内経済の活性化
- 【金融機関】 新たな融資機会の確保

和歌山県は平成17年度当初予算において100億円の融資枠を元気わかやま資金に用意しました。無担保、第三者保証不要で利用できるうえ、評点システムを利用することでスピード審査を行い融資実行を速やかに実現します。厳しい経営環境にある中小企業者の資金調達を支援する新メニューとしては是非ご利用下さい。

●取扱金融機関

商工組合中央金庫、紀陽銀行、南都銀行、泉州銀行、和歌山銀行、第三銀行、関西アーバン銀行、きのくに信用金庫、湯浅信用金庫、新宮信用金庫、ミレ信用組合、和歌山県医師信用組合、和歌山県信用農業協同組合連合会、わかやま農業協同組合、ながみね農業協同組合、紀の里農業協同組合、岩出町農業協同組合、紀北川上農業協同組合、ありだ農業協同組合、紀州中央農業協同組合、グリーン日高農業協同組合、みなべいなみ農業協同組合、紀南農業協同組合、みくまの農業協同組合

毎月勤労統計調査特別調査についてお願い

和歌山県では、厚生労働省所管のもとに本年も毎月勤労統計調査特別調査を実施します。

この調査は、常用労働者が1～4人を雇用している事業所の、7月31日現在の賃金、労働時間及び労働者数を明らかにする統計調査で、前年統計との比較などの動向分析により、景気判断や現在の労働、経済情勢に向けての諸政策などに幅広く利用されています。

調査対象となる事業所には、8月から9月にかけて統計調査員が訪問して調査票を作成します。また調査内容を、例

えば税務など統計作成以外の目的に利用することはありません。

ご多忙のこととは存じますが、調査の重要性をご理解の上、ご協力くださいますようお願いいたします。

（問い合わせ先）

和歌山県

企画部計画局 統計課

電話 073-441-2388

FAX 073-441-2386

借換資金拡充のご案内

厳しい経営環境下における中小企業者の資金繰りを支援するため、既往借入金に係る月々の返済負担の軽減とともに、必要に応じた新たな運転資金の調達を可能とする「資金繰り円滑化特別支援資金」を拡充しました。

●資金名 資金繰り安定資金（借換枠）

●利用できる方

次の1から3のすべてに該当する方

1. 融資申込時点において、和歌山県中小企業融資制度に係る借入金残高で、平成17年3月31日までに信用保証協会の保証付きで融資実行された1年以内の短期資金を除いた借入金に係る残高のある方
2. この資金を利用することにより、月々の返済負担を軽減できる方
3. 資金繰りの円滑化並びに経営の安定・改善に向けた適切な事業計画を有しており、この資金の融資期間内で完済が十分見込まれる方

●資金用途

県制度融資に係る既往借入金の返済資金（借換資金）と運転資金（新規資金）
（返済資金には、県制度融資の残高に加えて、同額以内の協会保証付プロパー資金の残高を含んで利用することができます）

●利用限度額 8,000万円

●利用期間 8年以内の割賦償還（据置なし）

●融資利率

年1.9%（固定金利）

（ただし、返済資金として協会保証付プロパー資金を含んで利用される場合は年2.4%以内の固定金利となります。）

また、この他に信用保証料（年0.7%～1.05%）が必要です。

●申込先

県制度の取扱金融機関（県内に本支店のある金融機関）

●受付期間

平成17年4月1日～平成18年3月31日

●問い合わせ先

県庁産業支援課（電話番号 073 - 435 - 2568）

（注）この融資は信用保証付きであるため、信用保証協会に保証残高があれば融資限度額に制約がある場合があります。融資額については金融機関が、また、保証額については信用保証協会が資金使途、業績、財務内容、資産等を総合的に判断し決定します。ご希望に添えない場合もありますのであらかじめご了承ください。

資金繰り安定資金（借換枠）を利用すれば

●返済月額の軽減

この資金を利用して、毎月の返済負担を軽減しよう

県制度融資の借入金 2口 6,000万円利用

一般貸付資金 3,000万円（残高2,000万円）返済額 月41万円

緊急経済対策資金 3,000万円（残高1,800万円）返済額 月35万円

合計 月76万円

県制度融資の借入金 1口 3,800万円利用

資金繰り安定資金（借換枠） 3,800万円

返済額 月40万円

負担軽減
36万円

●返済月額を軽減し、更に、資金調達

この資金を利用して、毎月の返済額を増やさずに新規資金を調達しよう

県制度融資の借入金 2口 6,000万円利用

一般貸付資金 3,000万円（残高2,000万円）返済額 月41万円

協会付プロパー資金 2,000万円（残高1,800万円）返済額 月33万円

合計 月74万円

県制度融資の借入金 1口 5,000万円利用

資金繰り安定資金（借換枠）

返済分 3,800万円

新規分 1,200万円

返済額 月52万円

負担軽減
22万円
新規資金
1,200万円

（注）上記は例示であるため、具体的な返済事例を示すものではありません。中には、このとおりにならない場合もあります。

平成17年毎月勤労統計調査特別調査対象市町村

- | | | |
|-------------|---------------------|-----------------|
| 1. 和歌山市（紀北） | 5. 海南市（旧海南市エリア） | 9. 田辺市（旧田辺市エリア） |
| 2. 那賀郡貴志川町 | （旧下津町エリア） | （旧中辺路町エリア） |
| 粉河町 | 6. 有田市 | （旧本宮町エリア） |
| 那賀町 | 7. 有田郡湯浅町 | |
| 3. 伊都郡高野町 | 8. 日高郡日高川町（旧川辺町エリア） | 10. 西牟婁郡上富田町 |
| 高野口町 | （旧中津村エリア） | 11. 東牟婁郡串本町 |
| 4. 橋本市（紀中） | （紀南） | 12. 那智勝浦町 |
| | | 13. 新宮市 |

会員だより

おめでとうございます ~ 県知事表彰 ~

本県の向上発展に貢献され、福祉・環境・教育・文化・商工業や地方自治の振興発展など各分野での功績が優れた方々に贈られる県知事表彰が発表されました。

商工労働部関係では、次の方々が栄えある表彰を受けられました。

おめでとうございます。

[知事表彰]

(順不同)

- | | |
|---------|----------------------|
| ○久司 博嗣氏 | 那智勝浦シール協同組合理事長 |
| ○崎山 善三氏 | 赤帽和歌山県軽自動車運送協同組合前理事長 |
| ○牧野 健氏 | 和歌山県飲食業生活衛生同業組合理事長 |
| ○木村 弘男氏 | 和歌山県食肉生活衛生同業組合理事長 |
| ○川崎 俊一氏 | 新宮木材協同組合理事長 |
| ○上野 隆主氏 | 和歌山ニット工業組合理事長 |
| ○湯川 善晴氏 | 和歌山県鋳物工業協同組合理事長 |
| ○和中 輝雄氏 | 和歌山県洋家具商工業協同組合副理事長 |
| ○宮脇 隆弘氏 | 和歌山県建具事業協同組合副理事長 |
| ○石井 惣吉氏 | 協同組合和歌山県測量設計センター理事 |
| ○吉川 諭氏 | 和歌山県電気工事工業組合元理事 |
| ○井手 幸男氏 | 和歌山県印刷工業組合理事 |
| ○畑野 富雄氏 | 和歌山県衣料縫製品工業組合元理事 |
| ○藤代 哲二氏 | 和歌山県漆器商工業協同組合理事 |
| ○的場 勝武氏 | 和歌山県機械金属工業協同組合理事 |
| ○日下 仁志氏 | 和歌山県建築設計監理協同組合元理事 |
| ○津本 一紘氏 | 和歌山県建築設計監理協同組合 |



海南の家庭用品で さわやかライフ

～ 海南特産家庭用品協同組合 ～

プロフィール

古くから農家の副業として発展した棕櫚産業は、昭和30年頃より転換期を迎え、新素材化学繊維の登場と共に多種多様な製品開発が可能となりました。更に高度経済成長時代には生活様式が大きく変革し、和雑貨産業界はいち早くこうした時代変化の分析に応えながら新製品を産出してきました。

海南産地は他に例を見ない大きな地場産業地域として成長し、伝統の家庭用品（水回り商品）では、全国一の生産販売額を誇っています。



角谷理事長

組合コンセプト

業界はいくつかの変革を成し遂げながら今日の発展を築いてきましたが、今後も、より付加価値の高い製品づくりを目指して、県外見本市の開催や人材育成・研修会等の開催など積極的に取り組み、又、一般市民にアイデアの募集を呼びかけ、消費者と一体となりニーズに応えようと計画するなど意識強化に努めていきます。



組合PR

昨年度から海南市での「地場産業まつり」に新たに参入し、家庭用品企業各社が、従来のタワシや箒、ブラシにとどまらず、それぞれのユニークな看板商品を展示即売しました。

県内外でのイベント開催も含め、斬新な新商品開発に力を注ぎ、全国の85%を占めるといわれるビッグなシェアを維持するためにも、組合員間の共同意識を更に高めていきたいと思っています。



組合所在地 〒642-8002
海南市日方1294番地の18
海南商工会議所内
TEL 073-483-6070
FAX 073-483-1567
URL <http://www.wakayamanet.or.jp/kainan/>
設立年月日 昭和62年4月8日
組合員数 150

青年中央会だより

第28回 総会開催

去る6月4日、ルミエール華月殿（和歌山市）において和歌山県中小企業青年中央会（児玉隆博会長 会員数15団体）の第28回通常総会が開催されました。

今回の総会では役員の改選が行われ、児玉会長が再任されました。

厳しい経済情勢が未だに続く中、青年中央会のより一層の体制強化を図るため、児玉会長の続投が会員全員から望まれたのです。

今年度の青年中央会は、会員間でのコラボレーションを密にし、組織活動の推進に向けての清新澁刺たる風を吹き寄せようと、具体的な連携機能の発案・実現を目指していきます。

青年中央会とは？

和歌山県中小企業青年中央会は今年で28年目を迎えます。

現在、会員数は15団体で、中小企業の次代を担う青年相互の連携により、業種を超えた研鑽・各種事業を実施しています。

- 通常総会・役員会の開催
- 組合青年部講習会・交流会への助成
- 近畿ブロック青年中央会へ出席
- 全国青年中央会へ出席



シニアパワーの活用

～ 65歳まで働ける社会をめざして～



本会では、経験豊かな高齢者の方が意欲と能力がある限り積極的に働けることを目的とした「65歳継続雇用達成事業」に取り組んでいます。

60歳代の経験豊かな人材を活用することで、今後不足が予想される人材を確保することができ、また事業所にとって大切な技能継承のチャンスも増えることになります。

そのためにも、高齢者が希望すれば継続して働ける環境を今から整えておく必要があります。

高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律の概要

(1)定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による 高年齢者の安定した雇用の確保

定年（65歳未満のものに限る。）の定めをしている事業主について、65歳までの定年の引上げ、継続雇用制度の導入又は定年の定めの廃止のいずれかの措置（高年齢者雇用確保措置）を講じなければならないこととする。

ただし、継続雇用制度の対象となる高年齢者に関する基準を労使協定により定めるときは、希望者全員を対象としない制度も可能とする。

なお、施行より政令で定める日までの間（当面大企業は3年間、中小企業は5年間）は、

労使協定ではなく就業規則等に当該基準を定めることを可能とする。

高年齢者雇用確保措置に係る年齢（65歳）については、平成25年度までに段階的に引き上げる。

平成18年4月～平成19年3月	62歳
-----------------	-----

平成19年4月～平成22年3月	63歳
-----------------	-----

平成22年4月～平成25年3月	64歳
-----------------	-----

平成25年4月～	65歳
----------	-----

全国先進組合事例

東京都

食べ手から作り手へ、体が喜ぶブルーベリーソース作り

企業組合ワーカーズ・コレクティブ 凡^{ほん}

所在地 〒195-0064
町田市小野路町1412-1

電話番号 042-737-5301

FAX番号 042-737-5302

組合員数 13人

出資金 3,563万円

設立 平成元年8月

主な業種 ブルーベリーソース及びジャム
製造

組織形態 集中型企業組合

組合従業員 13人

従事組合員 9人

URL <http://www.bon-machida.or.jp>

食べる側が素性のわかったものを食べ、作る側は確実に販売できるものをきちんと作る、この仕組みを作りあげ、楽しく働く組合員の笑顔が印象的な、非凡な企業組合「凡」

背景と目的

1984年、生活クラブ生活協同組合の組合員として共同購入活動に携わった20名ほどが、生協の業務の一部を請け負う任意団体を結成した。この団体が、市の農業委員会の紹介で地元の農家との関わりを深めるうちに、食べるだけだった自分たちが、何を食べるかを考えるようになり、さらに食べるものを作る側になることを思い立ち、1989年、企業組合を設立した。現在のブルーベリーソースを中心とした各種ジャム類の製造に落ち着くまでには、仕出し弁当、漬け物等いろいろな事業に取り組んだ。この経験のなかから「食べる側は素性のわかったものを食べること」「作る側は確実に販売できるものをきちんとすること」この2点を組み合わせることが組合の使命だと認識されるようになっていった。

組合の特徴と事業概要

組合の特徴を一言で言うと「厳しさと優しさのハーモニー」ということになる。作り手としての妥協のない厳しさが、できあがった製品を優しい味に仕上げている。また、厳しさは組合の出資金が3,500万円を超えている点にも現れており、個々の組合員の出資額は数百万円にもなる。お付き合いで加入できる組合ではない。まず従業員として働き、出資金が用意できた段階で組合員となる。本気で資本と労働を出し合っているから、お互いに思いやることができ、優しくなれるのである。

成果

組合の目標は、働く場の確保と納税者となることであったが、組合員は所得税を、組合は法人税を納めておりこの目標は十分達成されている。さらに次の2点の成果があげられる。食べる側と作る側の好循環のモデルを作りあげたこと。従事者の仕事に対する厳しさが仕事をしむレベルにまで高まっていること。今後の方向性もこの2点を拡充していくことである。

組合員は配偶者の転勤などでやむを得ず脱退する場合もあるが、脱退は出資額の減少を招き資金繰りに影響するため、従事比率の制限は常に懸案となっていた。今回の法改正は懸案を払拭し、事業拡大のチャンス逃すことなく活動できるようになり、大きな効果をもたらした。

組合員が結婚、出産を経てなお仕事を続けられる環境を作ることが組合の使命であり、その役割は十分果たせるものと思われる。



▲ ヒット商品
ブルーベリーソース



▲ リンゴジャム製造風景

静岡県

真面目な商品造りを指向する食品メーカーの集まりです

静岡県こだわりの味協同組合

所在地 〒421-0121
静岡市広野2丁目17-15

電話番号 054-268-0134

FAX番号 054-259-1014

組合員数 48人

出資金 920万円

設立 平成8年12月

地区 静岡県

主な業種 食料品製造業

組織形態 同業者同志型組合

組合従業員 7人

専従理事 -

URL [http://](http://www.kodawarinoaji.com/)

www.kodawarinoaji.com/

「自然の味そのまんま」を基本に当組合が認定した商品で、4つの基準に基づき製造され、消費者志向の生産から販売までのトレーサビリティシステムの構築・運用を進めた

背景と目的

食品を取り巻く環境はその安全性・透明性が厳しく求められている。消費者の要望している食品履歴の公表に応え、組合員の一層の意識改革を促進し、さらに販売店等からの期待に応えるため、トレーサビリティシステムの企画・開発・運用を進めた。

ITによる事業革新の内容

消費者、販売店関係者、システム関係者等の外部委員に組合員を含む16人からなる委員会を設置して事業を進めた。実施にあたっては、消費者の要望している食品履歴の内容、販売店の要望と協力体制、メーカーの工場内部の公表を含む意識改革を重点課題として取り組んだ。平成15年度は豆腐・納豆・干物に限定してトレーサビリティシステムを開発し、インターネット（ホームページにアクセス）によって食品履歴を知ることができるシステムの構築を行った。本システムは消費者の利便性、全業種にわたる汎用性を重視し、履歴の奥行きについても、限りなく深くできるようになっている。従って、原料の生産履歴・運搬証明・保管証明・作業工程表・販売店への物流の内容が、アイテム別に作成され、消費者がインターネット、タッチパネル、ポップカード等で容易にその履歴を知ることができる内容となっている。

成果

組合の認定した商品基準は、県内産または国産原料であること、食品添加物を加えないこと、美味しいこと、高価でないことの4つで、この基準を満たしている商品を消費者に知ってもらい、信頼性がより一層高まったこと、加工者サイドであるメーカー等への橋渡しの役割とその共同販売の活性化を図ることができたことである。今後、拡張システムの開発も進めており、更改、維持コストの削減、食品履歴生産工程のJAS規格化などの法規制にも対応できるものとして期待できる。今後この成果を啓発・普及・推進することで、既存事業のEOSの推進や共同宣伝事業等との相乗効果も期待できる。



所在地 〒510-0087
四日市市西新地13-13

電話番号 0593-54-7072

FAX番号 0593-54-7073

組合員数 18人

出資金 500万円

設立 昭和51年8月

地区 三重県

主な業種 旅行業

組織形態 同業種同志型組合

組合従業員 1人

専従理事 -

URL [http://cniss.](http://cniss.chuokai-mie.or.jp/tacmie/)

chuokai-mie.or.jp/tacmie/

情報武装の進む大手業者に対抗するため、中小旅行業組合が業務合理化と組合員が保有する観光地情報を共有化し魅力ある旅の提案を可能にする旅行業情報システムを構築した

背景と目的

大手旅行代理店は情報化武装を積極的に進め、情報提供力の面でも中小旅行者との格差は広がり続けている。中小旅行者個々がこれに対応するのは資金的、能力的に困難であるため、組合が収集し全国最大規模を誇るクーポン券協定先データベース情報（12,000協定先）を核として、旧システムのリブレースと同時に機能拡張し、戦略的な旅行業組合員情報ネットワークシステムを構築することに取り組んだ。統合した基幹業務の実施で業務の合理化と、組合員個々が持つ旅行情報をデータベースで共有することで、企画力・提案力を向上させ差別化し生き残りを図ることを目的とした。

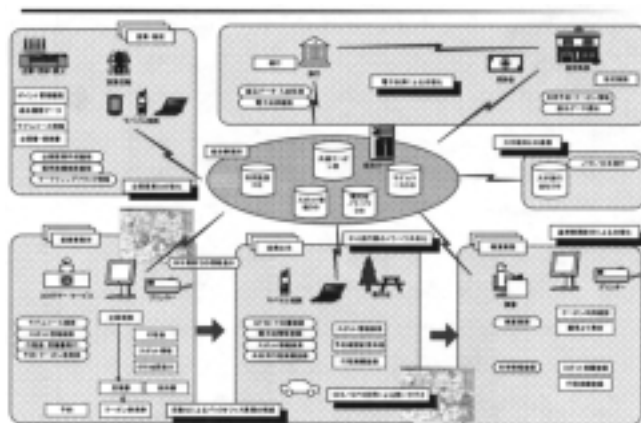


ITによる事業革新の内容

平成8年度に構築した「クーポン券発券システム」のリブレース期を迎えるにあたり、戦略的な情報化投資をするため、組合内にIT委員会を設置してシステム構想を確立した。目標は旅行行程表の自動作成、企画書・見積書発行から予約、クーポン券の発行電子決済までの基幹業務を統合するWANシステムの構築。各組合員のもつ観光地ノウハウをGIS地図データベースに蓄え情報共有の機能をもつ情報システムを構築することである。当事業は、平成16年度IT活用型経営革新モデル事業（経済産業省）にも選定され、IT基盤を整備構築した。

成果

成果としては、旅行企画書の作成から行程表の作成を自動化することで業務省力化が実現し、営業力強化への時間が確保できたこと。クーポン券の精算業務までを電子化することで、精算までの時間を平均30日に短縮することができ、資金効率の向上に寄与した。中小旅行業組合員が小回り性をいかして獲得した生きた観光地情報を相互にネットワーク上に共有することで、旅行者としての魅力ある企画提案、創造力向上が実現できたことである。将来的には、構築した情報ネットワークシステムの外部利用を進め、全国的な中小旅行業の参加するネットワークシステムへの拡大発展を目指している。



▲ 中小旅行業統合情報ネットワークシステム概念図

所在地 〒720-0202
広島県福山市鞆町後地26-91
電話番号 084-982-3375
FAX番号 084-982-3377
組合員数 3組合（所属員77人）
出資金 9,710万円
設立 昭和37年8月

地区 福山市鞆町
主な業種 伸鉄、金属製品、船舶金物製造業
組織形態 工場団地組合
組合従業員 4人
専従理事 -
URL <http://www.chuokai-hiroshima.or.jp/members/tomo/>

産学官の連携により素材産業の伸鉄業にエクステリア商品としてのグレーチング、フェンスの新製品を導入、同時に「二層構造材料」の新素材を開発しナイフへの用途展開中

背景と目的

鞆の鉄工団地は、西暦1600年頃、刀匠の集団化による鍛冶町に源を発すると言われている。現在は伸鉄、船舶金物などを生産しているが、第1次オイルショック以後は時代が変わって生産高の減少傾向が続いている。高齢化や後継者難などから組合員は減少しており、経営環境は厳しくなっている。その中で、伝統的な伸鉄技術の保存と継承の課題解決が重要となり、また伸鉄業界の活性化のための新分野開発は急務となっていた。



連携と新事業展開の内容

連合会及び組合員企業は、広島県立東部工業技術センターと長年技術試験や技術相談を受けお互いの信頼関係を積み上げていた。これを基盤にして、福山市、福山商工会議所の平成15年度「地域振興活性化事業」の指定を契機に産学官の連携による新事業の推進を開始した。伸鉄の製造技術をもとに、エクステリア商品へ展開し、グレーチング（溝の蓋などに使われるメッシュ状の金物）とフェンスの新商品を開発した。斬新なデザインと色彩に富み、景観地域や美しい街づくりに貢献することを目的にしている。二層構造材料の開発では溶射技術を使用した新素材を開発し、ナイフ（包丁）への用途展開を図っている。



成果

「エクステリア商品」の新商品開発と「二層構造材料の開発」の新素材開発は非常に短期間で成功を収めた。「地域振興活性化事業」の指定が契機になったが、日頃の産学官との信頼関係と連合会及び組合員企業の熱意ある協力が大きな成果を生み出したといえる。古くから素材提供をしてきた伸鉄業者が、ファッション性のある「エクステリア商品」市場に参入することで、企業の意識改革、企業体質の改善に繋がるものと思われる。産学官の連携が組合員企業間で話題となって意思疎通が良くなり、また技術開発、新商品開発の必要性が認識されたことも収穫であった。



所在地 〒860-0846
熊本市城東町3-20

電話番号 096-353-1638

FAX番号 096-351-9092

組合員数 54人

出資金 343万円

設立 昭和52年6月

地区 熊本市上通町

主な業種 小売業・サービス業

組織形態 -

組合従業員 2人

専従理事 -

URL <http://www.kamitori.com>

全日空と提携してソニー系の電子マネー「Edy」(エディ)で買い物ができるサービスを全国に先駆けて開始。加入130店舗、入金額2,100万円に達している

背景と目的

平成10年3月にアーケード、歩道の全面改修によるリニューアルオープンを実施した。工事期間中の来街者減少への対応策として「上通ファンクラブ」を組織し、会員数は約9,500名となった。上通ファンクラブの入会者には、年数回のキャンペーンやイベント案内、指定店舗でのサービス等の特典が受けられるが、更なる会員へのサービス拡充策として、平成15年10月より電子マネーを導入することとした。導入については、上通一・二丁目商店街振興組合、上通一番街商店街振興組合、熊本市上通五丁目商店街振興組合の4組合で連携して行ったため、上通り全体での実施となっている。

ITによる事業革新の内容

Edy ICカードを使った非接触式のプリペイド型電子マネーである。店頭で端末に軽く接触させるだけで支払いができ、小銭やお釣りのやり取りが不要である。カードへの入金上限は5万円で、商店街内にある専用の入金機を使って繰り返し使用できる。また、全日空との連携により10,000マイルで1万円の電子マネー(Edy)と交換でき買い物にも活用できる。更に、Edyを使うと200円分につき、1マイルが貯まる。現在73店舗が加盟している。

なお、このEdyカードはソニーやNTTドコモ等が出資するビットワレット(東京)が運営している。

成果

平成15年10月からの導入後、上通商店街でのEdyカードの買い物利用額は約1,800万円、入金額は2,100万円に達している。NTTドコモがEdyと同じ仕組みのiモードFeliCa(フェリカ)の販売を開始したことから更に電子マネーの利用者の増加が予想される。平成16年6月

には下通商店街、サンロード新市街でも導入し、現在延べ約130店の加盟となっている。

今後は、郊外大型店対策として、商店街周辺の大規模商業施設への電子マネー導入の基盤づくりや更なるカード保有者の促進を強化する予定である。



労使でお手伝いします。

地域の就職支援活動

和歌山県地域労使就職支援機構 (厚生労働省委託事業)

構成団体

- 連合和歌山
- 経営者協会
- 商工会議所連合会
- 商工会連合会
- 中小企業団体中央会

白浜・円月島

平成17年度 地域労使就職支援機構事業実施計画

労使連携による求人確保
求人・就職情報の積極的提供
求職者ガイダンス・セミナー等の実施
新卒(予定者)に対する就職支援活動
ミスマッチ解消に向けた労使共同の取組み
ワークシェアリングの導入促進に向けた事業の推進

〒640-8227
和歌山市西汀丁26(県経済センター4F)

TEL.073-402-2111

FAX.073-425-5086

Eメール roushi.s.s.k@carrot.ocn.ne.jp

ホームページ

<http://www.waroushi.jp>

情報連絡員誌

5月分

DI (デフュージョンインデックス) 値

DI 値は景気が上向きか下向きかを表す数値です。

DI 値 = 増加(好転)割合 - 減少(悪化)割合

DI 値 > 0 ... 景気上向き

DI 値 = 0 ... 景気横ばい

DI 値 < 0 ... 景気下向き

業界景況 / 前月比

5ポイント悪化

前年同月比の景気動向

増加・好転↑ 不変→ 減少・悪化↓

業 種	項 目	売 上 高	収 益 状 況	資 金 繰 り	業 界 景 況
製 造 業	食 料 品	→	→	↑	↓
	繊 維 同 製 品	↓	↓	→	↓
	木 材 木 製 品	↓	↓	↓	↓
	印 刷	↓	↓	↓	↓
	化 学 ゴ ム	→	→	→	→
	窯 業 土 石 製 品	↑	↑	→	→
	鉄 鋼 金 属	↑	↑	↑	↑
	そ の 他	→	↓	→	↓
非 製 造 業	卸 売 業	↓	↓	↓	↓
	小 売 業	↓	↓	↓	↓
	商 店 街	↓	↓	↓	↓
	サ ー ビ ス 業	↓	↓	↓	↓
	建 設 業	→	↓	↓	↓
	運 輸 業	↓	↓	→	↓
D I 値		- 30.0	- 42.5	- 30.0	- 55.0

(情報連絡員40名のうち回答数40名 回答率100%)

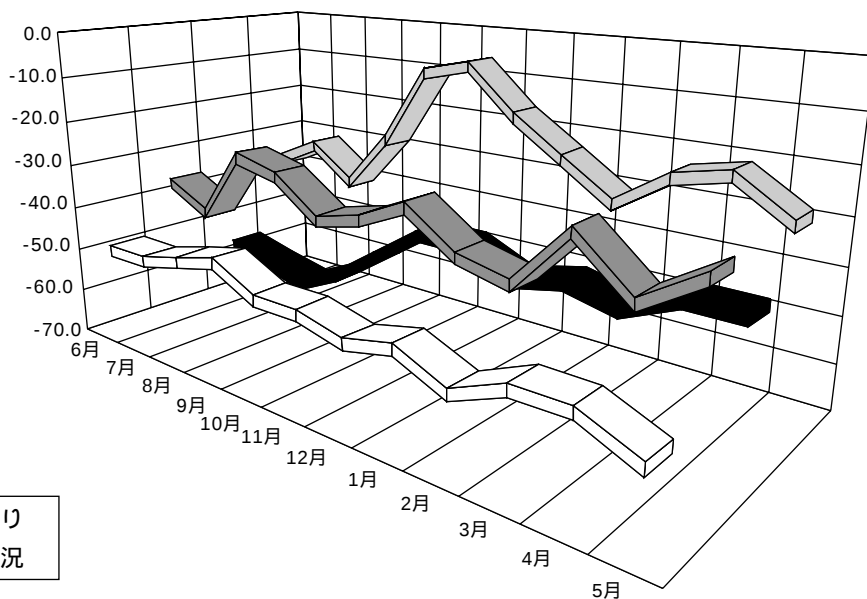
総 評

前年同月比における「業界景況」判断指数(DI値:景気動向指数)は、マイナス55.0ポイントであり、同4月調査と比べて5ポイント悪化した。

同4月調査と比べ、「売上高」は7.5ポイント悪化、「収益状況」は不変、「資金繰り」は7.5ポイント改善した。

5月の調査では業界景況に関して、情報連絡員40名のうち、「不変」との回答は14名、「悪化」との回答は24名で、「好転」との回答は2名であった。

年間DI値
(前年同月比)
の推移



■ 売上高 ■ 資金繰り
■ 収益状況 □ 業界景況

● 製造業 ●

食 料 品	7月2日に(有)丸惣園芸のミミズ養殖場(調味残液リサイクル、上富田町)と梅園パイロット(日置川町)視察研修実施。7月15日に第40回梅供養実施。(梅干)
織 維・同 製 品	業況は依然として厳しい。10月のインターテキスタイル上海への出展者及び県主催の商談会への参加者を募集しているが、反響は少ない状態です。(ニット) 不況につき組合員数減少。(手袋)
木 材・木 製 品	先月同様受注量が減少する中で、建築基準法の改正により、化学物質の規制が高まり、材料の選択が厳しい。各社相変わらず設備投資はない。(建具)
化 学 ゴ ム	主原料等の値上がりは90%近くの企業より報告がある。(化成品)
鉄 鋼・金 属	業界の景気は緩やかに上昇しています。親企業では430万t体制となり、フル操業となっています。また新聞等でも新高炉建設が発表されましたが、協力企業は単価面でなお厳しい状態が続きます(シームレス鋼管も量産計画中)。(住金協力)

● 非製造業 ●

卸 売 業	5月度は特化した変化は見られません。組合員はいずれも今月度は売上には苦慮したと申しております。良いところでは対前年130%、悪いところで78%、平均で93%程の業績でした。5月末頃よりエアコンの販売が各社とも伸びており、6月度が期待出来ます。(電設資材)
小 売 業	大きな変化はないものの、全体的に少しずつ悪化している。(日高市場)
	相変わらず看板が乱立し、組合員の業況は悪化しています。給油所を運営するにあたり、原点に戻ってガソリン他大切なものを売っているという意識を再認識してほしいと思います。(石油)
	5月連休の売上年々減少傾向。宝飾品の売上減少が全体の足を引っ張っている。特にブライダル関係が売上単価大幅減少。(時計)
	和染工業跡にコーナンとオークワ和歌山中之島店の合同店が月末開店した。益々本町・ぶらくり丁周辺への集客が減っていく。(和歌山市)
サ ー ビ ス 業	今月中頃までは連休などにより少々良いかと感じたのですが、中頃より梅農家の農繁期に入り良くないです。前年度程でした。(田辺市)
	業績不振は愛知万博のせいだと当たり前のようには言われるのですが、地域によって格差があります。和歌山はこれから夏に向けて、海をテーマに各市町村で大きくイベントを打ち、他府県に負けないよう誘致合戦でパワーアップを図る。(旅館)
	対前年同月比で、宿泊人員(92.2%)、総売上料金(91.0%)、1人当たり消費単価(98.7%)、総宿泊料金(89.2%)、1人当たり宿泊単価(96.8%)。1~5月の宿泊人員で見ると、16年は407,399人、17年は364,781人で42,618人の減(-10.5%)である。(白浜旅館)
運 輸 業	5月は特に軽自動車の販売台数が伸びた。メーカー各店舗とも5~7%増となっている。(田辺自動車)
	燃料(軽油)高騰により、収益が悪化しております。お客様の間でも燃料高が浸透してきており、運賃値上げの動きがありますが、高くなった分を吸収出来るかどうか?(和歌山市)
運 輸 業	原油市況騰勢が強まっており、先週末相次いで過去最高値を更新したにもかかわらず、原油高騰が止まらず、連日の最高値更新になった。先週末比2ドル以上の大幅上昇で、初めて50ドル時代を迎えている。原油市況が急落しない限り、大幅値上げの可能性が高い。運送業界も大変厳しい状況を迎えている。(有田トラック)

ご寄稿・イベント情報等募集しています！

イベント情報ご提供に際しては次の項目を記入していただき、FAXまたはメ-ルにてお送り下さい。

1. 組合等名 2. イベント名 3. 実施月日 4. 実施場所 5. イベント内容(簡単に)

和歌山県中小企業団体中央会情報調査課

〒640-8566 和歌山市西汀丁26番地和歌山県経済センタ-7階

TEL 073-431-0852 FAX 073-431-4108 Eメ-ルアドレス info@chuokai-wakayama.or.jp

中央会共済制度

- マキシムR(逡増定期保険)
損金で落としながら有退時の役員退職金の準備が出来ます
- 総合保障プラン
集団割引なのでどこよりも安い掛金で、高額保障・高額医療保障
- 年金共済(拠出型企業年金保険)
高齢化社会に備え、老後生活資金が準備できます(個人年金保険料控除適用可)
- 特定退職金共済制度
大企業なみの退職金制度の確立で、優秀な人材の確保を

共済受託会社

三井生命保険株式会社

和歌山統括営業部 和歌山市北汀丁7番地

TEL 073-433-3806

FAX 073-431-5280



和歌山県中小企業団体中央会

引受保険会社

東京海上火災保険株式会社

☎073-431-1109

株式会社 損害保険ジャパン

☎073-433-0591

火災共済

和歌山県火災共済協同組合・和歌山県中小企業共済協同組合

普通火災共済 火災 落雷 破裂・爆発 風災・雪災
総合火災共済 上記 ~ 及び 物体の落下・衝突 騒じょう・労働争議 水ぬれ 盗難 水災 } 担保されます

自動車事故見舞金共済

他の保険と無関係で加入車輦に係る人身事故の場合、契約者に共済金が支払われます。

保障金額 (給付総額は300万円が限度です。)

給付内容	保障金額	備考
死亡共済金	300万円	被害の日から180日以内の死亡(1事故につき300万円)
後遺障害共済金	10万円~300万円	後遺障害共済金
医療入院	1日につき3,000円 複数傷害者でもよく12,000円限度	300万円限度・365日限度
共済金退院	1日につき1,500円 複数傷害者でもよく12,000円限度	実通院、往診を受けた日数・300万円限度・365日限度

加入車種と共済掛金(1年間の掛金)

車種	掛金額
自家用軽乗用自動車	5,500円
自家用軽貨物自動車	5,500円
自家用乗用自動車	11,000円
自家用小型貨物自動車	11,000円
自家用普通貨物自動車	2t以下 17,000円
"	2t超 27,000円

問合先・和歌山市西汀丁26番地 TEL(073)431-3288(代)

組合代表者の皆さまへ

FUJI FIRE & MARINE

富士火災の 和歌山県中央会集団扱制度

和歌山県中央会集団扱制度とは、各種損害保険を一般で加入するよりも保険料が最大約9%安くなる お得な保険制度です。

保険種類・払込方法により異なります。

グループ傷害保険

経営安心部長

労災認定を待たずに保険金をお支払い！

従業員の入替りや人数の増減の際にも報告や精算が不要！

(売上高方式の場合)

通勤途上や経営者の業務上災害も補償！

特約により24時間補償、病気死亡による葬祭費用も実費補償！

葬祭費用保険金は建設業の場合下請負人およびアルバイト・パートは被保険者に含まれません。

入院・通院保険金は1日目からお支払い！

特約により地震などの天災を補償！

建設業の場合、下請負人担保・経営事項審査の加点対象！

経営事項審査の加点となるのは、一定の条件を充足した場合のみです。

グループ傷害保険

入院医療保険金支払特約付帯

新 経営安心部長

お工作中的ケガはもちろん、日常の病気入院も補償！

年齢・性別・職業に関係なく保険料は一律！

入院医療保険金特約にかぎります。

医師の診査は不要。各人の告知も不要！

被保険者数が5名以上の場合に限りです。

記名不要の人数式契約で、人の入替え時もスムーズ！

全員付保の場合に掛金は全額損金処理が可能！

被保険者数5名以上かつ全員付保（一部例外を除く）が条件となります。

医療保険

医療費用担保特約付帯

24時間
建保

ケガまたは病気により日本国内で一泊2日以上入院した場合
健保の3割自己負担分をお支払いします！

差額ベッド代をお支払いします！（日額15,000円限度）

入退院時の交通費をお支払いします！

ホームヘルパー費用、付添看護費用をお支払いします！

最先端技術の高度先進医療費用をお支払いします！

この広告の内容は概要の説明です。詳しくは、弊社担当者社員・代理店にご照会ください。

富士火災海上保険株式会社

本社
〒542-8567
大阪市中央区南船場1-18-11
TEL.06-6271-2741（大代表）
HOME PAGE
<http://www.fujikasai.co.jp>

東京本社
〒104-8122
東京都中央区銀座2-12-18
TEL.03-3542-3911（大代表）

最速のご質問・ご相談は
0120-228-386
※ 24時間受付サービス
※ 保険ももしこーる

事故の受付・ご相談は
0120-220-557
※ 24時間受付サービス
※ 事故受付相談サービス



達磨石渓谷（美里町ダルマ温泉）



和歌山県中小企業団体中央会

〒640-8566 和歌山市西汀丁26番地

和歌山県経済センター7階

TEL 073-431-0852

FAX 073-431-4108

URL <http://www.chuokai-wakayama.or.jp/>

E-mail info@chuokai-wakayama.or.jp